

# ズバリ!! 村政を問う

12月17日に8人が一般質問をしました。  
(発言者順に掲載します)

一般質問とは…議員が村長などの執行機関に対して、事務の執行状況や将来に対する方針など、諸問題についての報告や説明を求めたり、質問したりすることです。

- ①小川 政徳議員(6ページ)
  - 1. 災害後、飛島村の対策は
  - 2. 飛島村消防団の現状を問う
- ②中山恵美賀議員(7ページ)
  - 1. 子育て支援 高等学校等通学費の補助を
  - 2. 飛島学園の不登校の現状、対策、支援は
- ③伊藤 和利議員(8ページ)
  - 1. 観光フリーWi-Fiの整備・LINE公式アカウントの導入を
- ④伊藤 豊議員(9ページ)
  - 1. 農業の担い手育成と経営力の強化
- ⑤服部 高志議員(10ページ)
  - 1. 民間賃貸住宅新築支援制度創設を
  - 2. 新築補助制度創設の検討状況は
- ⑥鈴木 康祐議員(11ページ)
  - 1. 防災ラジオの配布を
  - 2. 村有地の管理は
- ⑦八木 敏一議員(12ページ)
  - 1. 第5次総合計画の人口目標値4800人は、達成できるか
  - 2. 飛島村地域公共交通計画で村内全地域の村民の生活の足の確保は、できているか ほか5問
- ⑧橋本 渉議員(13ページ)
  - 1. 高齢者の補聴器購入に補助してください



小川政徳 議員



**Q 災害後、飛鳥村の対策は**

**A 応急対策、災害復旧・復興計画を策定している**

を記載し、応急対策の活動体制や手順を示しております。

また、災害復旧・復興では、災害廃棄物処理対策についての方針を示し、飛鳥村災害廃棄物処理計画を策定しています。

この計画では、大規模災害においても3年以内の処理完了を目指すとしています。

○議員

災害カレキの置き場所の計画で具体的な場所と面積を。

○保健環境課長

仮置場としては「三福サッカ―場」8770㎡、「服岡ごみ投棄場」1万5000㎡、「新政成の飛鳥村一般廃棄物最終処分場」5000㎡を準備しています。

○議員

「新政成の飛鳥村一般廃棄物最終処分場」は5000㎡と言われるが、あまりにも面積が小さいと思われる。飛鳥村が新政成から買い上げた土地の正確な新政成処分場の面積は。

○保健環境課長

「新政成の一般廃棄物処分場」の全体の面積としては、約3万8000㎡ございます。

○議員

残りの大部分の土地は何に利用されているのか。

○総務課長

愛知県中古自動車販売協会にお貸しして、販売目的の車両の一時置場として使っていると思います。

○議員

自動車の保管場所に貸し出すための村有地なのか、災害発生後には動かすこともできない自動車山の山になるのが予想される。

大規模災害後に活用する公共用地が機能しないのでは。

○総務課長

災害が発生したときには速やかに原状回復、更地にして返していただき、災害の廃棄物の2次置場として、そこに集めるような形を取れたらと考えています。

○議員

「村民の命を守る最前線」として、災害直後の応急対応から、長期的な復興まで一貫して担う存在なのが、この飛鳥村であるということを実感していただきたい。



一般廃棄物最終処分場用地(新政成)現在の利用状況

**Q 飛鳥村消防団の現状を問う**

**A 持続性のある消防団を目指す**

○議員

人口4700人ほどの飛鳥村で、近隣市町と何ら変わらない規模で活動している、今の消防団を維持することは、いつまで可能なことであるのか。

現場からの意見、要望などは出てきているのか。現状を打破するための意見などは出ているのか。

○村長

現在の消防団員139名を維持していくことは、消防力、防災力の観点から重要なことと考えています。

しかしながら、少子高齢化が進むなかで、新規の消防団員を確保することは、各分団にとって大変難しい問題であると認識しています。

現在、団員からの意見、要望を正式にいただいたことをごさいます。必要は消防力、防災力を維持するためにも、消防団長や分団長などから意見や要望を聞き取り、持続性のある消防団を目指したいと考えています。

○議員

災害廃棄物の処理計画、被災者への住宅再建支援、仮設住宅の建設などの生活支援体制の整備は整っているか。

○村長

飛鳥村地域防災計画に災害応急対策、災害復旧・復興について計画を策定しています。

この計画では、災害応急対策の中に、応急的な仮設住宅の設置、住宅の応急修理など

○議員  
 昨今の物価高で保護者の経済的負担は重くのしかかっています。本村には高等学校はなく、生徒は他市町の高等学校に通学し、ほとんどの生徒が公共交通機関を利用してきます。学割があるとはいえ家計への負担は大きいです。高等学校に在学している生徒の

**Q 子育て支援  
 高等学校等通学費の補助を**

**A 通学費は家庭負担をお願いし、臨時交付金を活用した高校生世代の支援を実施したい**



中山恵美賀 議員



交通費にかかる保護者の経済的負担を軽減するための定期券等交通費の補助を求めます。  
 ○村長  
 必要性および公平性の観点から通学のための定期券等交通費の補助については難しく、学生の通学にかかる費用はご家庭でご負担をいただくことが妥当と考えています。  
 しかしながら、高等学校等に通学するためにかかる費用をはじめ、学費や生活費など、物価高騰の中で保護者の負担が増大しているため、重点支援地方交付金を活用し、高校生世代に支援ができるように現在、調整を進めています。  
 ○議員  
 全国を見ましても、女川町は子育て支援のためのさまざまな補助金制度があります。

**Q 飛鳥学園の不登校の現状、対策、支援は**

**A 学園内外2つの教育支援教室を活用し、学びの場の確保に努めている**



中学生の塾の費用や英検、漢検を受ける費用の補助。高等学校等通学費等の補助金。また、東京都足立区では「高校生世代応援補助金」として申請すれば5万円まで支給。対象となるのは、部活動の部費や習い事の月謝、資格試験の費用、通学・就職用のタブレットやスーツ購入費等。このように、さまざまな面でお金がかかりますので、幅広い範囲での支援の方法を模索していただきたい。

○議員  
 文部科学省の不登校調査では、国公私立の小中学校の不登校の児童生徒は12年連続で増え、過去最多を更新したとのこと。飛鳥学園でも、国や県と同様、増加傾向にあるのか。また、不登校対策として、どのようにされているのか。その効果や問題点はあるのか。現在、国は学校内に不登校生徒のために「スペースサルポートルーム」、つまり、村内フリースクールの設置が必要だと進めています。飛鳥村においても、村内フリースクールの設置については、現在どのようにお考えか。  
 ○教育長  
 学園の不登校の現状は、文部科学省の不登校の定義である「年間30日以上欠席した者」のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものに当たる生徒は、学園全体を通して数名いますが、国や県の割合と比較すると非常に少ない状況です。  
 対策として、学園では不登校になりそうな状況の生徒は

見逃さないように心がけています。そのために、県費派遣のスクールカウンセラー以外に、村費でスクールカウンセラー2名、スクールソーシャルワーカー1名、就学支援コーディネーター1名を配置し、教職員以外の専門職員が、毎日、勤務する体制をつくることで、生徒や保護者からの相談に常時、対応できるようにしています。

不登校生徒の支援として、今年度4月より学園内に「サポートルーム」を設置し、学習や生活の悩みなどから休みがちになる生徒の予防的支援として、希望する生徒にマンツーマンで指導を行っています。現在、教人が活用しています。  
 本村としては、学園外の「きらり」と学園内の「サポートルーム」の2つの教育支援教室を活用し、生徒の一人一人の特性や能力、興味や関心に応じた柔軟な学びの場の確保に努めているところです。



伊藤和利 議員



**Q** 観光フリーWi-Fiの整備・LINE公式アカウントの導入を

**A** 総合計画のとおり導入を進める

急時の利便性に不便があるようです。大切な情報をすぐに伝えられ、飛鳥村からの情報発信、防災、子育て支援等の行政サービスのデジタル化で、住民の利便性の向上につながるサービスを1年でも早く実現できないか。

○村長

「観光フリーWi-Fi」は既に令和5年度に、ふれあいの郷に設置済みです。

また、「LINE公式アカウント」は、令和9年度に整備済とする計画指標を達成するため、着実に準備を進めているところですが、住民の皆さまの利便性を高めるため、早期の導入を進めたいところですが、十分に検討した上で令和9年度の導入に向けて準備をしていきます。

○議員  
第5次飛鳥村総合計画では、令和9年度が「整備済」導入済の目標値になっていますが、全国でも多くの自治体が導入済で、LINEの普及率も高くなっています。村からの情報発信としてホームページ、防災アプリ、同報無線等がありますが、緊

○議員

村では防災アプリを導入し、防災情報を広く住民に知らせたいと思います。これも「LINE公式アカウント」で情報を統合できれば、より手軽に確認することができるようになると思います。防災アプリの登録者は、何人いるのでしょうか。

○総務課長

飛鳥村防災アプリの登録者は、12月4日時点で652人です。

○議員

防災アプリに加えて「LINE公式アカウント」があれば、さらに関与者が増えることが期待できると思います。また、同報無線を聞き逃してしまつた場合のために、「LINE公式アカウント」に情報を集約することは、いかがでしょうか。

○企画課長

検討段階ですが、一般論として「LINE公式アカウント」に情報を集約することは可能だと思えます。一方で、既存のアプリケーションを合

めた集約には技術的な課題も多いため、今後の検討課題と考えています。

○議員

村民から防災ラジオが聞き取りにくいという声を聴きまわっているのでしょうか。また、防災ラジオで流す情報について、「LINE公式アカウント」に情報を集約する検討は、

○総務課長

現時点で、防災ラジオの更新は予定していません。

○企画課長

情報の集約は、住民の皆さまの利便性を高める意味でも、検討すべきものと考えています。

○議員

「LINE」を使わない人に向けての情報提供は、今まで通り展開していただく必要があると思います。そのあたりは、どう考えていますか。

○企画課長

既存の情報提供は継続する必要があるので考えています。一方で、DXを進めることにより、住民の皆さまの利便

性を高めることができることも認識していますので、費用対効果を鑑みながら、導入に向けて準備を進めていきます。

○議員

計画を前倒しで導入できない理由は何でしょうか。

○企画課長

形式的に導入するのではなく、利便性を高めることに主眼を置いて十分に検討するため、時間を要するものです。

○議員

LINE公式アカウントが利用できる人への行政サービスの提供も継続する事をお願いします。

住民と行政の距離を縮め、より利便性の高い行政サービスの提供や、職員の業務効率化が実現されるよう期待します。





伊藤 豊 議員



**Q 農業の担い手育成と経営力の強化**

**A 継続支援・関係団体と連携協力していく**

○議員  
農業の担い手の減少が予測される中、経営体の規模拡大や法人化、多角化といった取り組みは十分に進んでいません。こうした現状が、農業従事者や農業を志す者にとって農業の将来像を描きにくくしている面もあります。農業を単に「作る」だけでなく、「売

る」「経営する」までを視野に入れた農業への転換が欠かせません。農業は将来の食料安全保障の基盤でもあります。過去の慣行に捉われず、経営力強化と構造改革を同時に進める必要があります。そこで、「農業の担い手育成と経営力の強化」について、本村の考えを伺います。

○村長  
農業の担い手の高齢化と後継者不足は年々深刻さを増しており、村として農業の継続に向けてさまざまな対策を行っております。現状、農業の中でも特に畑作については担い手不足により耕作されていない農地が増加しており、畑作の継続に向けた対応策として、耕作者のいない畑を所有する貸し手と

耕作意欲のある担い手をマッチングし、担い手増加につながる「農地バンク制度」を今年度から創設しました。

担い手育成については、国において農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者への支援制度があり、村として新たな担い手に対する支援を強化するため「新規就農者交付金」を今年度より新規就農者に交付しています。

さらに、各種農業関係団体へ補助金を助成し、担い手の育成を行っていただいています。

経営力の強化については、農業の生産力強化を目的とした施設整備や改修、農業機械の導入などに対し、国・県と合わせ、村も助成を行っております。

また、農業近代化資金等利子補給補助金として、農業者が借り入れをした農業経営改善関係資金に係る支払利息への補助もあります。

なお、経営指導については、JAあいち海部、飛鳥村商工

会にて経営指導、研修を行っていただいていますので、今後も連携協力していきます。村としては、担い手育成・経営力の強化のため、これらの支援を継続して行っております。

○議員  
認定農業者の対象者は、認定農業者とは、農業経営改善計画の認定を受けた農業者や農地所有適格法人で、個人経営者が13名、法人が2社、認定新規就農者として、個人経営者が1名、法人が1社です。

○議員  
本村の農業経営者の年齢構成、経営体の形態の現状は、

○経済課長  
全体的に高齢化が進んでいます。経営体の形態については、村内に法人は3社で、大半が個人経営です。

○議員  
法人化率や若手経営者比率など、村として中期的な数値目標の設定は、

○経済課長  
指標はありませんが、担い手の確保について、引き続き検討していきます。

○議員  
JAあいち海部や飛鳥村商工会の研修内容は、

○議員  
JAあいち海部では、経営力の向上を目的とした研修を開催、飛鳥村商工会では、経営指導・記帳指導研修を開催しています。

○議員  
農業経営体の事業構造改革や収益性向上を促す支援は、

○経済課長  
これらについては、関係団体と連携協力し、行っております。



秋の飛鳥村の風景



服部高志 議員



**Q 民間賃貸住宅  
新築支援制度創設を**

**A 戸建て住宅を軸とした  
人口対策事業に注力する**

○議員  
本村はこれまで住宅地分譲や空き家対策に目を向けてきた。令和8年度に竹之郷地区にて21区画の住宅地分譲を計画しているが、その土地は村有地。今後永続的に、村が主導となり優良農地を活用した住宅地分譲を推進できるかは限らない。住宅地分譲は必要

な施策だが、住宅購入に踏み切る前段階の若者や子育て世代を取り込んでいくためには住宅購入よりも気軽に住んでみる事ができる受け皿、つまりアパートなど賃貸住宅の供給を促進していくことが必要と考える。住宅建築や経営のプロとは決していえない行政が村営住宅建設に踏み切るには、あらゆるリスクが生じることは容易に想像できる。だからこそ、個人法人問わず民間の知恵と資金を活用した賃貸住宅の供給を促進し、移住・定住人口を増やす手法を取り入れるべき。(全国では民間賃貸住宅新築支援事業を行っている自治体あり)

○村長  
人口を増やすという視点のみであれば、賃貸住宅の供給という手法は効果的と考えますが、村が施策として展開する場合は、秩序ある土地利用を前提とした上で、地域とのつながりなどを考慮した人口対策であるべきと考えます。現状では、支援に見合った効果を生むためには多くの課題があると考えますので、まずは定住促進に直接寄与する戸建て住宅を軸とした人口対策事業に注力したいと考えます。

○議員  
本村の人口が4700人前後で維持できているのは、外国人の流入が要因。子ども・子育て世代が減っていることが問題で、直近3年の出生数は20人前後と激減している。子どもたちの将来を考えると、1学年20人前後で学園9年間を過ごすことは、切磋琢磨する機会や多様な価値観に触れる機会の減少につながり、たくましい青年へと成長する機会を奪うことになる。

近年の物価高騰に加えて、今後は住宅ローン金利の上昇が訪れる。住宅購入のハードルは今以上に上がり、住宅購

入を選択する世帯が減っていくだろう。住宅購入を選択しない世帯の転入を促し、飛鳥村に住みたいと思った人が住むことができる受け皿を拡充するために、10年後20年後を見据えた施策を考えるべき。



令和8年度から全21区画販売予定の住宅用分譲地(竹之郷地区)

**Q 新築補助制度創設の  
検討状況は**

**A 令和8年度4月  
開始予定**

○議員  
住宅新築補助制度創設の検

討について、現段階での構想について伺う。

○村長  
現行の「飛鳥村地盤改良費補助金」の名称を「飛鳥村新築住宅取得費補助金」に変更し、上限額を「25万円」から「50万円」に増額することで、利用者の皆さまが利用しやすく、効果的な支援策となるよう制度設計を進めています。

○議員  
新築住宅に限って補助するのか。事業の全体計画や予算規模は。

○建設課長  
新築住宅に限って補助対象とする予定です。

新築住宅でない住宅については、現行の耐震改修費補助金や簡易耐震改修費補助金(リフォーム補助金)を活用していただきたいと考えています。新築住宅取得費補助金は、事業計画として令和8年度から令和12年度までの5年間で、事業期間として考えており、最終年に事業効果の検証を行う予定です。

○議員  
平成28年の9月議会で防災ラジオについて聞いたとき、現在のラジオが使えなくなる時期が来る、そのための代替機を検討を要望し、その後地上波テレビ放送のデータ放送で、地域限定の枠組みでも発信できるのではと提案もした。

### Q 防災ラジオの配布を

A 防災アプリや電話サービスをご利用いただきたい



鈴木康祐 議員



FMナナミでも災害時には海部管内の状況が流れるが、個別の行政情報がダイレクトに受け取れるモノが住民の安全につながりが必要です。台風など、強風が吹き荒れるとき、全ての家庭は戸戸を閉め切り、同報無線は家の中ではほとんどの場合聞き取りにくく、いろいろな方法で、きめ細やかな身近な情報を伝達する必要が行政の役割だと考えます。災害時は情報が最重要です。最後に最も頼りになるのは防災ラジオであり、使えなくなるのに備え、ぜひ導入し、配布を要望します。

○村長  
戸別受信機の更新は、村が設置している同報無線を受信できる戸別受信機の価格が高額であることや設置箇所によ

### Q 村有地の管理は

A 具体的な条件を付して許可を行う

よっては屋外アンテナの設置工事が必要になり、更新に至っていない状況です。このようなことから戸別受信機の各家庭への配布は、考えていません。しかし、代替手段として同報無線を聞き逃した方のために行事などの行政情報は、飛鳥村防災アプリのお知らせに登載させていただいています。また、同報無線を電話で確認できるサービスも実施していますので、防災アプリや電話サービスをご利用いただきますようお願いいたします。



村が貸している土地の除草の前後

○議員  
9月に村有地の管理を徹底せよと要望したが、その後2か月がたっても草刈りが実施されず、再三申し込むと完了したのがつい先日。そこで再度聞きますが、村は一人一人が輝く村、農業を重点産業と言いつつ、又トリアに農作物を荒らされ泣いている住民がいても、些細なこととして真剣に取り組んでくれないのか。口うるさい議員の一人ぐらいはおつておけばそのうち黙るんでも思っているのか。こんな言い方をする自分が惨めです。仕方がないが覚えて言います。この土地をなぜ取得したのか。9月の時の回答で今後この土

地を10年間貸すと聞いた。土建屋が残土置き場にしていた土地を、また村が残土置き場にして数年雑草を生え放題にして、この地区に住む住民は、持ち主が変わっただけで行政の対応は甚だ疑問である。

○村長  
この土地は、目的外使用許可により使用されていますが、許可する条件として適正な維持管理などの条件を付し、1年間の使用を許可しているものです。次年度以降も申請がある場合には、具体的な除草回数などの条件を付して許可を行い、適正な維持管理を依頼させていただきます。

**Q** 第5次総合計画の人口目標値4800人は、達成できるか

**A** 人口指標は達成できるものと考えている



八木敏一 議員



○議員

第5次総合計画の長期的な目標人口欄では、2060年に4700〜4800人程度の人口規模を維持する。また、自然増減に関する仮定欄では、飛鳥村独自推計をベースに、本計画に基づく施策効果として、合計特殊出生率が人口置換水準(1.2・1)までに段階的に回復し、以後は維持することを見込むと記載があるが、村は、本気で、これが実現できると考えているのか。

○村長

第5次飛鳥村総合計画では、全国的に人口減少が進むことは認識しつつ、少子化対策、新規住宅地開発や空き家対策などの施策を展開することで、村の人口減少を抑制し、令和14年度末人口を4800人と



する指標を掲げています。

人口置換水準の達成は難しいものの、現時点では、総合計画に掲げる人口指標は実現できるものと考えています。

○議員

飛鳥村が、将来にわたり生き残れるかは、出生数を上げることではなく、また、人口減少対策でもなく、定住人口が増える対策を真剣に考えることが重要である。

**Q** 飛鳥村地域公共交通計画で、村内全地域の村民の生活の足の確保は、できているか

**A** 現時点では十分ではないものの、計画に基づいて問題に対応していく

○議員

飛鳥村は、令和7年3月に「飛鳥村地域公共交通計画」を

策定したが、この計画で、村内全地域の村民の生活の足の確保はできていると考えているのか。

○村長

「飛鳥村地域公共交通計画」で、村内全地域の村民の生活の足が確保できているとは考えていません。

しかし、この計画では、村民の豊かな生活を支え、かつ安全で安心して生活が営める日常生活の基盤となるよう、住民のニーズに沿った形で地域公共交通の構築、維持を目指すものとしています。

村では、今後も計画に基づいて、着実に問題点に対応しながら、村民の皆さまの満足

度を高めていきたいと考えています。

○議員

村内全地域の村民の生活の足が確保できるように、公共交通の先進地の事例を研究する等、また、飛鳥独自の斬新なアイデアを出して、本村に適した公共交通対策を行う必要がある。



飛鳥バス

Q 高齢者の補聴器購入に補助してください

A 他自治体の状況把握およびニーズ調査を実施し  
前向きに検討する



橋本 渉 議員



○議員

現在、全国的に補聴器購入に助成制度をつくることが話題になっていきます。先日、中日新聞の一面に、補聴器助成制度の記事が掲載されています。この2年間で、導入している自治体が2・7倍にもなっているとのことです。愛知県でも30の自治体を実施しています。海部地域で実施しているあま市はどんな内容ですか。

補聴器の利用は、日常生活でよりよいコミュニケーションを確保し、高齢者の介護予防および認知症予防を図り、高齢者の福祉増進になります。介護予防対策として有効です。飛島村も補聴器購入に補助制度を実施してください。なお、実施に当たっては、聴き

やすい性能のいいものが購入できるよう、高額の補助金を出してほしいです。

○村長

加齢に伴う難聴は、認知症やうつ病の危険因子の一つとして挙げられており、その関連は認識しています。

補聴器は、使用者によって合う・合わないがあったり、聴力に合わせて何度も調整を行う必要があり、購入後合わなくて使用しなくなる方もいると聞いています。

従いまして、補助については、実施している自治体の状況把握をすること、令和8年度に65歳以上の方に対して実施する介護保険事業計画に関するアンケートの中で、補

聴器についてのニーズを把握し、その結果を基に、補助内容を含め、前向きに検討させていただきます。

○福祉課長

あま市の補助対象としては、市内に住所を有し65歳以上の者であること、住民税非課税世帯であること、両耳の聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない者、医師から必要と判断された者、これまで補聴器購入の助成を受けていない者が補助対象となります。

また、補助金額については、補聴器購入費の2分の1に相当する額とし、上限額が3万円となります。



一般質問の録画映像を配信しています

議会閉会后約2週間後から、一般質問の録画映像をご覧いただけます。  
また、議会の詳しい内容は、村公式ホームページ、図書館に備えてある会議録をご覧ください。



<https://www.vill.tobishima.aichi.jp>